

総合リハビリテーションセンター病院部門の在り方に関するこれまでの議論の整理について

※ これまでの本検討会議における各論点に対する委員の主な意見は次の通りである。

病院部門の在り方に関する主な論点

論点 1 病院部門が果たすべき役割は何か

- ・ 民間病院では対応が困難な「高次脳機能障害者」、「脊髄損傷者」、「難病患者」に対する政策的医療の充実及びニーズの増加が予想される「回復期リハビリテーション」に引き続き取り組むべきか
- ・ 新たに充実すべき政策的医療に係る取り組みは何か

【これまでの議論を踏まえた検討会議としての考え方】

- ・ 民間病院では対応が困難な「高次脳機能障害者」、「脊髄損傷者」、「難病患者」に対する政策的医療の提供に取り組むとともに、一層の充実を図る
- ・ 当面は回復期リハビリテーションに対するニーズに対応し、引き続き民間病院とともに地域医療の一翼を担うとともに、民間病院では処遇が困難な患者の積極的な受入れを図る
- ・ 二次障害への対応など障害者にとってよりよいサービス提供や地域リハビリテーションにおける役割を積極的に果たすことが望ましい

《委員意見》

- 回復期リハビリテーション病棟の必要数を考えるには、圏域内だけでなく近隣の圏域も考慮すべきである。
また、民間病院の回復期リハビリテーション病棟をどう考えるかが重要。回復期リハビリテーション病棟は適用の条件がほぼ決まっており、適用から漏れてしまう患者への対応が県立であるリハビリテーションセンターの大事な役割である。
- 栃木県立リハビリテーションセンターが回復期リハビリテーション病棟を運営する理由としては、地域医療構想における2025年に向けた病床再編の議論において、回復期リハビリテーションの病床が少ないこと及び民間病院では受入れることが困難な生活困窮者の方や退院後の生活に不安を抱える方の受け皿としての役割も担う必要があることが挙げられる。

- 収支比率を上げることは大切なことであるが、多少低くても一般病院では対応できない分野の医療提供は県立病院の重要な役割である。
- 現状の手術件数では、整形外科についてはサイズダウンしてもいいのではないか。
- 二次障害への対応なども含めて障害者にとってよりよいサービスを提供するためにはどうしたらよいかという視点が必要である。
- 障害者が退院した後に、住まいの身近なところで治療や訓練を受けることをサポートできるような障害者地域医療連携ネットワークの様な仕組みを構築する必要がある。
- 地域リハビリテーションについて、リハビリテーションセンターは中心的な役割を担うとともに、災害時などは拠点としての役割を担うべきである。

論点 2 病院部門としての役割を果たしていく上で最適な経営形態は何か

- ・ 現在県直営で運営しているが、地方独立行政法人などより自律的・弾力的な経営が可能となる経営形態に変更すべきか

【これまでの議論を踏まえた検討会議としての考え方】

- ・ 効率的な経営の観点等から病院局所管の県立 4 病院との一体的運営が望ましい
- ・ 地方独立行政法人化は、職員定数や処遇などの面でより弾力的な経営が可能となり、医師などの専門職員の確保がしやすくなること等が期待される
- ・ 経営形態については、より正確な経営状況を把握した上で判断する必要があることから、公営企業会計適用後の経営状況を把握、検証した上で判断する必要がある

《委員意見》

- スケールメリットを活かすためには、他の県立病院と連携することが望ましい。また、医療スタッフの確保の観点から地方独立行政法人化も選択肢の一つとして考えられる。
- 栃木県立リハビリテーションセンターは平成 30 年度に地方独立行政法人化したところであるが、
 - ・ メリットとしては、職員定数の制約や採用時期の制約がなくなる等、職員の採用が独自に実施できることや比較的自由的な契約・支出が可能になる等、機動的な運営が可能となること
 - ・ デメリットとしては、許認可手続きや職員の身分引続に関すること等、移行に関する事務が膨大であることが挙げられる。
- 地方独立行政法人に移行するには、正確な経営状況を把握した上で、どのような経営をしていくのかという見極めを行う必要があるため、公営企業会計適用後、ある程度の期間が必要である。また、職員の身分引継ぎにも時間を要する。

- 病院局は、
 - 中期目標を定めて外部の評価委員が評価することから、ガバナンスの面で優れていること
 - 地方公務員法等の縛りがなくなることから、弾力的な職員採用や給与水準の設定が可能になり、医師などの職員の確保がしやすくなること
 - 財務面においても長期的な契約等が可能となり、コスト削減の工夫ができることなどのメリットがあることから、地方独立行政法人化する方針である。

- 収支改善のためだけの経営形態の変更ではなく、障害者に開かれた、リハビリテーションセンターの役割を考える必要がある。

論点 3 病院部門が他の経営形態に変更した場合、相談部門、施設部門との一体的運営に支障はないか

- ・ 仮に経営形態を変更した場合、一体的運営に支障はないか
また一体的運営を確保するためにどのような取組を行うべきか

【これまでの議論を踏まえた検討会議としての考え方】

- ・ 病院部門が他の経営形態に変更しても、一体的運営に支障が生じないよう連携することは可能であると考えられる

《委員意見》

- 仮に病院部門が地方独立行政法人化した場合でも、医師が施設部門の患者の相談を受けないということはないし、病院部門の当直医師が具合を悪くした施設部門の利用者を診るということもある。
病院部門が地方独立行政法人化しても、機能的に「三位一体」が崩れることはない考える。
- 栃木県立リハビリテーションセンターは病院部門、施設部門を地方独立行政法人が運営、相談部門は引き続き県直営という運営形態であるが、各部門の連携は従前どおり確保されている。
- 運営形態が異なることで連携がうまくいっていないところもあると聞いているので、もう少しデメリットを検証する必要があると考える。
- 各部門の連携を図るためには、全職員の意識改革にしっかりと取り組むことが重要である。